

裁判官会議議事録

- 1 日時 令和6年12月20日(金)午後4時
- 2 場所 東京高等裁判所大会議室(18階)
- 3 出席者 別紙第1 令和6年度後期裁判官会議出席者名簿のとおり
- 4 付議事項 別紙第2 令和6年度後期裁判官会議付議事項のとおり
- 5 議事の進行

事務局長

本会議の成立宣言

議長(長官)

説明者(事務局長)

- (1) 開会宣言
- (2) 第1議案報告
- (3) 第2議案上程・承認
- (4) 第3議案上程・承認
- (5) 閉会宣言

令和6年12月26日

事務局長

議長

(別紙第1)

令和6年度後期裁判官会議出席者名簿

1 裁判官会議構成員

東京高等裁判所長官	堀田眞哉
東京高等裁判所事務局長	和波典
東京高等裁判所事務局長補	市原都
東京高等裁判所判事（第1民事部）	金子修一
	田中孝一郎
	吉田純一郎
	長田雅之
東京高等裁判所判事（第2民事部）	谷口恵園
	山口宏
	澁谷勝海
東京高等裁判所判事（第4民事部）	鹿子木康
	宮永忠明
	坂本三郎
	進藤壯一郎
	向井宣人
東京高等裁判所判事（第5民事部）	木納敏和
	伊藤晴子
	眞辺朋剛
	森上剛也
東京高等裁判所判事（第7民事部）	原卓也
	三輪恭子
	伊藤隆弘
	日置弘研
	古庄研

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第8民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

東京高等裁判所判事（第9民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

東京高等裁判所判事（第10民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

東京高等裁判所判事（第11民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

東京高等裁判所判事（第12民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

東京高等裁判所判事（第14民事部）

呂樹司 明宏介 木浩剛 孝也 生隆二輔
比芳健 晃雄 真木 剛幸
三田中 淵野 野海 澤村
川知 大内 海相 桃崎
川知 大内 海相 桃崎

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第15民事部）

智子一
牧健也
寸志充
洋明貴
大有大
正紀井
田田
田徹
浩一郎
夫園
岳公榮
輝公高
健司後
司巖山
義敦城
敦代城
代天
堺藤
堺義
天福川
堺義
福田井
堺代井
福木井
堺代木
福拓井
堺代木
鈴中野
堺代野
寺爪野
堺代爪
寺田鍋
堺代鍋
真谷鍋
堺代谷
永藤鍋
堺代藤
伊野鍋
堺代野
佐吉田
堺代吉

東京高等裁判所判事（第17民事部）

東京高等裁判所判事（第20民事部）

東京高等裁判所判事（第21民事部）

【機密性 2】

東京高等裁判所判事（第 22 民事部）

福 渡 裕 貴

豊

則

谷 口 吉 貴

美

増 田 岡 垣 智

子

富 石 館 内 比佐志

渡 間 邊 和 義

惠

男

石 館 内 比佐志

渡 間 邊 和 義

惠

男

館 内 比佐志

渡 間 邊 和 義

惠

男

東京高等裁判所判事（第 24 民事部）

福 渡 增 田 稔

則

優

谷 口 小 山 隆

也

増 小 山 藤 倉 徹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

樹

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

東京高等裁判所判事（第 1 刑事部）

福 渡 增 田 稔

則

優

谷 口 小 山 藤 倉 徹

也

島 富 田 海 門 樹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

樹

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

樹

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

東京高等裁判所判事（第 2 刑事部）

福 渡 增 田 稔

則

優

谷 口 小 山 藤 倉 徹

也

島 富 田 海 門 樹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

樹

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

東京高等裁判所判事（第 4 刑事部）

福 渡 增 田 稔

則

優

谷 口 小 山 藤 倉 徹

也

島 富 田 海 門 樹

一

島 富 田 海 門 樹

司

島 富 田 海 門 樹

樹

島 富 田 海 門 樹

德

島 富 田 海 門 樹

俊

島 富 田 海 門 樹

也

島 富 田 海 門 樹

一

【機密性2】

東京高等裁判所判事（第5刑事部）

佐脇 有紀
丸山 已哲
伊藤 雅人
河原 俊也
伊藤 ゆう子
大川 隆男
石井 和男
北村 和和
高橋 康明
西野 牧子
梶原 太郎
横山 泰造
佐藤 弘規
品川 しほぶ
兒島 光夫
細田 啓介
柴田 誠一
多田 裕一
辻川 靖夫
小川 賢司
結城 剛行
日野 浩一郎
蛭田 香円
竹下 雄
井下田 樹英
高橋 幸正
本多 知成

東京高等裁判所判事（第8刑事部）

東京高等裁判所判事（第10刑事部）

東京高等裁判所判事（第11刑事部）

東京高等裁判所判事（第12刑事部）

知的財産高等裁判所判事（第1部）

【機密性2】

知的財産高等裁判所判事（第2部）

遠山敦士
天野研司
清池響理
菊池晋一
頼中健
今平晃
水井則
官野利
坂昌行
本吉弘
岩井直幸

知的財産高等裁判所判事（第3部）

知的財産高等裁判所判事（第4部）

大和谷教
瀬宣輝
田内丈青
松島健二
横川淳子
木田佳子
井上崇
岩崎光宏

2 その他

東京高等裁判所事務局次長
東京高等裁判所民事首席書記官
東京高等裁判所刑事首席書記官
東京高等裁判所事務局総務課長
東京高等裁判所事務局人事課長
東京高等裁判所事務局会計課長
東京高等裁判所事務局管理課長
知的財産高等裁判所事務局長兼首席書記官

機密性 2
(別紙第 2)

令和6年度後期裁判官会議付議事項

第1議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項・・・・・1~3

第2議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第14条の規定に基づき承認を
求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4~11

第3議案

令和7年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めについての事項・・・・・・・・ 12~39

第 1 議案

長官に委任された司法行政事務処理についての報告事項

長官に委任された司法行政事務

総務課分掌事務

裁判官会議その他の会議の庶務に関する事項

裁判所の長の庶務に関する事項

機密に関する事項

涉外に関する事項

自動車の配車に関する事項

公印の保管に関する事項

文書の接受、作成、発送、保存及び廃棄並びに文書事務の管理に関する事項

通知、報告等に関する事項

文書事務に関するその他の事項

司法行政文書の開示に関する事項

司法行政事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項

情報システムの管理、情報セキュリティ対策及び情報化に関する事務の連絡調整に関する事項

広報に関する事項

図書及び資料（以下「図書資料」という。）の収集その他の資料事務に関する事項

図書資料の受入れ、整理、保管、閲覧及び参照に関する事項

資料室の管理運営に関する事項

裁判官の秘書的事務に関する事項

人事課分掌事務

人事に関する計画、連絡、報告等に関する事項

裁判官及び一般職員の人事に関する事項

1 試験、選考等に関する事項

2 任免、補職その他の人事異動に関する事項

3 服務、分限、懲戒等に関する事項

4 人事記録に関する事項

5 給与に関する事項

6 退職手当等に関する事項

7 公務災害補償に関する事項

8 給与簿に関する事項

職員団体及び苦情処理に関する事項

保健、安全保持及び厚生に関する事項

考課、研修、表彰、レクリエーションその他の勤務能率の発揮及び
増進に関する事項

会計課分掌事務

会計に関する計画、連絡、報告等に関する事項

予算及び決算に関する事項

歳入の徴収に関する事項

歳出の支出に関する事項

保管金に関する事項

物品及び役務の調達に関する事項

物品の出納、保管及び処分に関する事項

自動車の運転及び維持管理に関する事項

庁舎その他の施設の整備等の営繕に関する事項

国有財産の管理に関する事項

会計監査に関する事項

会計に関する法規の解釈及び質疑に関する事項

不正事件その他の会計関係事故の報告に関する事項

民事保管物の受入れ、保管、仮出し及び返還に関する事項

押収物等の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事項

管理課分掌事務

庁舎その他の施設の管理及び安全保持に関する計画、連絡、報告等
に関する事項

警備、設備、清掃等の業務の委託に関する事項

役務作業に関する事項

電話の交換に関する事項

通話記録に関する事項

電気及び機械の設備の運転管理に関する事項

環境衛生に関する事項

庁舎その他の施設の警備に関する事項

火災及び盗難の防止に関する事項

第 2 議案

東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づき承認を求める事項

令和 6 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め（令和 5 年 12 月 15 日裁判官会議決議）の一部改正

上記の定めについて、別紙 1 及び別紙 2 のとおり一部改正した。

(別紙 1)

令和 6 年度前期裁判官会議（令和 6 年 6 月 26 日開催）の翌日から令和 6 年 12 月 20 日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程第 14 条の規定に基づく応急措置として、令和 6 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めの「（別表 1）東京高等裁判所裁判官配置表」の一部を次のように改正した。

(令和 6 年 7 月 22 日現在)

削除	田 原 美奈子（第 4 民事部、第 4 特別部）
	関 述 之（第 14 民事部、第 2 特別部）
	松 本 明 敏（第 23 民事部、第 3 特別部）
	江 見 健 一（第 5 刑事部）
	佐 藤 卓 生（第 10 刑事部）
配置	坂 本 三 郎（第 4 民事部、第 4 特別部）

(令和 6 年 8 月 5 日現在)

削除	酒 井 良 介（第 12 民事部、第 3 特別部）
	飛 澤 知 行（第 19 民事部、第 3 特別部）
配置	長 田 雅 之（第 1 民事部）
	不 破 大 輔（第 4 民事部、第 4 特別部）
	福 田 敦（第 19 民事部、第 3 特別部）
	富 澤 賢一郎（第 23 民事部、第 3 特別部）

(令和 6 年 8 月 9 日現在)

配置	高 田 公 輝（第 17 民事部、第 4 特別部）
----	---------------------------

(令和 6 年 8 月 16 日現在)

削除 (総) 安 東 章 (第 3 刑事部)

配置 (兼) (総) 大 善 文 男 (第 3 刑事部)

(令和 6 年 8 月 24 日現在)

削除 (兼) (総) 大 善 文 男 (第 3 刑事部)

配置 (総) 永 淳 健 一 (第 3 刑事部)

(令和 6 年 9 月 11 日現在)

削除 矢 野 直 邦 (第 2 刑事部、第 7 刑事部、第 9 刑事部、第 5 特別部)

駒 田 秀 和 (第 10 刑事部)

(総) 中 村 慎 (第 1 特別部、第 2 特別部、第 4 特別部、第 5 特別部)

配置 (総) 堀 田 真 哉 (第 1 特別部、第 2 特別部、第 4 特別部、第 5 特別部)

(令和 6 年 9 月 12 日現在)

削除 (総) 手 嶋 あさみ (第 20 民事部、第 4 特別部)

配置 (兼) (総) 中 村 也寸志 (第 20 民事部)

(令和 6 年 9 月 24 日現在)

配置 橋 爪 信 (第 20 民事部、第 4 特別部)

(令和 6 年 9 月 25 日現在)

削除 (兼) (総) 中 村 也寸志 (第 20 民事部)

浅 香 竜 太 (第 12 刑事部、第 4 特別部)

配置 (総) 福 井 章 代 (第 20 民事部、第 4 特別部)

(令和 6 年 9 月 27 日現在)

削除 (総) 三 浦 透 (第 11 刑事部)

配置 (兼) (総) 大 善 文 男 (第 11 刑事部)

(令和 6 年 10 月 4 日現在)

削除 武 田 美和子 (第 1 1 民事部)

(兼) (総) 大 善 文 男 (第 1 1 刑事部)

配置 (総) 辻 川 靖 夫 (第 1 1 刑事部)

(令和 6 年 10 月 15 日現在)

配置 上 拂 大 作 (第 1 1 民事部)

(令和 6 年 11 月 3 日現在)

削除 住 友 隆 行 (第 1 6 民事部)

(総) 大 善 文 男 (第 2 刑事部、第 7 刑事部、第
9 刑事部、第 5 特別部)

(兼) 上 岡 哲 生 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 佐 藤 基 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 寺 澤 真由美 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 大 野 洋 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 三 浦 隆 昭 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

配置 田 邊 三保子 (第 2 刑事部、第 5 特別部)

(兼) (総) 細 田 啓 介 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 中 桐 圭 一 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 柴 田 誠 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(兼) 多 田 裕 一 (第 7 刑事部、第 9 刑事部)

(令和 6 年 11 月 20 日現在)

削除 不 破 大 輔 (第 4 民事部、第 4 特別部)

(兼) 森 英 明 (第 1 2 民事部、第 3 特別部
(総))

配置 南 宏 幸 (第 1 1 民事部)

(総) 堀 田 真 哉 (第 3 特別部)

(令和 6 年 12 月 2 日現在)

機密性 2

削除 上 拂 大 作 (第 1 1 民事部)
配置 向 井 宣 人 (第 4 民事部、第 4 特別部)
(兼) 児 島 光 夫 (第 7 刑事部、第 9 刑事部、第
10 刑事部)

機密性2

(別紙2)

令和6年度前期裁判官会議（令和6年6月26日開催）の翌日から令和6年12月20日までの間に、東京高等裁判所裁判官会議規程14条の規定に基づく応急の措置として、長官に差し支えがあるときの代理順序について、次のように指名した。

(令和6年9月27日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第2順位 第2民事部 大善 文男 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 松井 英隆 部総括判事

第4順位 第8民事部 三角 比呂 部総括判事

第5順位 第4民事部 鹿子木 康 部総括判事

第6順位 第5民事部 木納 敏和 部総括判事

第7順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

第8順位 第5刑事部 伊藤 雅人 部総括判事

第9順位 第6刑事部 石井 俊和 部総括判事

(令和6年10月4日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事
第2順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 松井 英隆 部総括判事
第4順位 第8民事部 三角 比呂 部総括判事
第5順位 第4民事部 鹿子木 康 部総括判事
第6順位 第5民事部 木納 敏和 部総括判事
第7順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事
第8順位 第5刑事部 伊藤 雅人 部総括判事
第9順位 第11刑事部 辻川 靖夫 部総括判事
第10順位 第6刑事部 石井 俊和 部総括判事

(令和6年11月8日現在)

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事
第2順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第10民事部 松井 英隆 部総括判事
第4順位 第8民事部 三角 比呂 部総括判事
第5順位 第4民事部 鹿子木 康 部総括判事
第6順位 第5民事部 木納 敏和 部総括判事
第7順位 第5刑事部 伊藤 雅人 部総括判事
第8順位 第11刑事部 辻川 靖夫 部総括判事
第9順位 第6刑事部 石井 俊和 部総括判事

機密性2

第10順位 第12刑事部 田村 政喜 部總括判事

第 3 議案

令和 7 年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定めを次のとおりとする。

第 1 章 裁判官の配置

- 1 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表 1 のとおりとする。
- 2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第 2 章 裁判事務の代理順序

- 1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表 1 に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 2 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 3 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表 2 のとおりとする。
- 4 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第 3 章 裁判事務の分担

第 1 節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第 1 民事部、第 2 民事部、第 4 民事部、第 5 民事部、第 7 民事部から第 12 民事部まで、第 14 民事部から第 17 民事部まで及び第 19 民事部から第 24 民事部までの各部は、本節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9) の事件は、第 15 民事部、第 16 民事部、第 17 民事部及び第

機密性 2

19 民事部が、(10)から(15)までの事件は、第15民事部が分担する。

- (1) 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- (2) 選挙に関する訴訟事件
- (3) 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件
- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
- (5) 差戻事件及び再審事件
- (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
- (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
- (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
- (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
- (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
- (12) 電波法第97条の事件
- (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
- (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
- (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
- (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件

2 知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。

- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件

- (2) 設置法第 2 条第 2 号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
- (3) 設置法第 2 条第 3 号所定の事件 ((1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
- (4) 設置法第 2 条第 4 号所定の事件
- (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
- (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

第 2 節 刑事部

第 1 刑事部から第 12 刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第 428 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第 3 節 特別部

第 1 特別部から第 5 特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第 1 特別部
- 海難審判法第 44 条の事件

2 第 2 特別部

人身保護法第 4 条の請求に関する事件

3 第 3 特別部

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 85 条又は第 86 条の事件
- (2) 中小企業等協同組合法（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 109 条の事件
- (3) 水産業協同組合法（平成 25 年法律第 100 号による改正前のもの）第 95 条の 5 の事件
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 85 条第 1 号に掲げる訴訟の控訴事件
- (5) 同条第 2 号に掲げる事件の抗告事件
- (6) 同法第 85 条の 2 に掲げる訴訟の控訴事件
- (7) 中小企業等協同組合法第 107 条及び第 108 条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- (8) 水産業共同組合法第 95 条の 3 及び第 95 条の 4 の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟の控訴事件

4 第 4 特別部

- (1) 裁判所法第 16 条第 4 号の事件
- (2) 裁判官分限法第 3 条の事件
- (3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第 127 条の事件
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査法第 36 条又は第 38 条の事件
- (5) 弁護士法第 16 条又は第 61 条の事件
- (6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第 60 条の事件

5 第 5 特別部

- (1) 逃亡犯罪人引渡法による審査等請求事件
- (2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (3) 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件
- (4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件
- (5) 第 2 節 1 から 4 までに掲げる事件に当たらない刑事事件

6 第 1 特別部から第 5 特別部まで

各特別部における次に掲げる事件

- (1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件
- (2) 民事に関する差戻事件及び再審事件
- (3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第 428 条第 2 項の異議の申立てに関する事件
- (4) 刑事に関する差戻事件
- (5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第 4 章 事件の分配

第 3 章第 1 節 2 に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

1 民事部が分担する事件

- (1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが 70 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70 センチメートルを超えるものと 140 センチメートル以下のものと 140 センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。）で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるもの

((3)の事件を除く。)については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

ア 民事の控訴事件

イ 民事の抗告事件

ウ 行政の控訴事件

エ 行政の抗告事件

オ 選挙に関する訴訟事件

カ 第3章第1節1の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが35センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件2件を民事の控訴事件3件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件3件を民事の控訴事件1件として計算する。

- (3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。
- (4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

- (1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。) 、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休庭中に受理した事件については、休庭部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。
- ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (執務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。
- イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。
- ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と

当番部を繰り替えるものとする。

- (4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が 25.0 キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。
- (5) (1)のうち、各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）は、第1刑事部に分配し、(1)の関係においては、他の控訴事件の3件として計算する。
- (6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。
- (7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。
- ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。
- イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

- (1) 民事部
- ア (裁判官の除斥又は忌避の申立て事件の分配)
- 裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。
- 特別部においては、その部に分配する。
- イ (裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査

官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件の分配)

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立事件について準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

- (1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては1の、刑事部においては2の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。
- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議(以下「代表者会議」という。)の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

5 再審事件等

- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。
- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、

受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従って相当である部に分配する。

6 (1) 第15民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せて審理裁判することができる。

10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。

11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。

12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。

13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。

第 5 章 開廷日割

1 各部の開廷日割を別表 3 のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ他の日においても開廷することができる。

2 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第 6 章 行政事務の代理順序

1 高等裁判所長官に差し支えがあるときは、別に定めるところにより選ばれた裁判官が、これを代理する。

2 部の総括者に差し支えがあるときは、その部の裁判官が、別表 1 に掲げた順序によって総括者を代理する。

3 知的財産高等裁判所の所長及び部の総括者に差し支えがあるときについては、同裁判所が定めるところによる。

附 則

1 この定めは、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

2 この定めの第 4 章 2 の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに 4 の規定にかかわらず、当分の間、第 7 刑事部及び第 9 刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。

3 第 7 刑事部及び第 9 刑事部がこの定めの第 4 章 3、10、11 及び 12 に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。

4 この定めの第 4 章 5 の(1)の規定にかかわらず、第 7 刑事部及び第 9

刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順位により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

東京高等裁判所裁判官配置表(令和7年1月1日現在)

民事部											
部	裁判官			部	裁判官			部	裁判官		
第1民事部	総 金影田吉長 子浦中田 直孝一雅 修人一郎之	第10民事部 井澤島地藤 松大小横佐	隆子二輔幸 英知清大隆 井澤島地藤	第19民事部 井澤島地藤 井澤島地藤	後山齋天福 藤城藤川田	健司巖義敦 藤城藤川田	健司巖義敦 藤城藤川田	総 後山齋天福 藤城藤川田	健司巖義敦 藤城藤川田	健司巖義敦 藤城藤川田	健司巖義敦 藤城藤川田
第2民事部	総 谷柴湯山澁 口田川口谷 園義克和勝 惠明彦宏海	第11民事部 筒下森坂南 井馬田庭	健直強正宏 夫志司将幸	第20民事部 圭一郎正彦子昭 貴香千貴	永伊佐吉福 福鈴中橋寺真	章拓琢利浩 井木野爪田鍋	章拓琢利浩 井木野爪田鍋	総 永伊佐吉福 福鈴中橋寺真	章拓琢利浩 井木野爪田鍋	章拓琢利浩 井木野爪田鍋	章拓琢利浩 井木野爪田鍋
第4民事部	総 鹿宮坂進向 木永本藤井 忠三壯宣 康明郎郎人	第12民事部 梅工松浅新 本藤下岡谷	圭一郎正彦子昭 貴香千貴	第21民事部 詳之智子一 晃宏牧健	永伊佐吉福 谷藤野田渡	雄子信寿貴 典由光裕	雄子信寿貴 典由光裕	総 永伊佐吉福 谷藤野田渡	雄子信寿貴 典由光裕	雄子信寿貴 典由光裕	雄子信寿貴 典由光裕
第5民事部	総 木伊真森上 木伊真森上 納藤辺原 敏正朋卓	第14民事部 和晴子剛也 和晴子剛也	太杉石加秋 田本村本元	第22民事部 志夫洋一明慶有紀 寸也俊充晃貴光大正	谷増篠富石 口田原岡垣	豊則一美子 吉淳貴智	豊則一美子 吉淳貴智	総 谷増篠富石 口田原岡垣	豊則一美子 吉淳貴智	豊則一美子 吉淳貴智	豊則一美子 吉淳貴智
第7民事部	総 水三伊日古 野輪藤置庄 有恭清朋 子子隆弘研	第15民事部 ※※	中内齊右武進三栗 村野藤田藤藤井田	第23民事部 寸也俊充晃貴光大正 志夫洋一明慶有紀 也俊充晃貴光大正	館渡間島富 内邊村澤	比志義恵男郎 比和史典賢一郎	比志義恵男郎 比和史典賢一郎	総 館渡間島富 内邊村澤	比志義恵男郎 比和史典賢一郎	比志義恵男郎 比和史典賢一郎	比志義恵男郎 比和史典賢一郎
第8民事部	総 三田川知大内 角中淵野野海 比芳健晃雄 呂樹司明宏介	第16民事部 佐古森大園 木谷岡寄部	宗二健礼直 啓郎子久子	総 佐古森大園 木谷岡寄部	田海門倉 隆徹	稔則優也 隆徹	稔則優也 隆徹	総 田海門倉 隆徹	稔則優也 隆徹	稔則優也 隆徹	稔則優也 隆徹
第9民事部	総 相河桃廣宮船 澤村崎瀬崎所 眞拓寛 木浩剛孝也生	第17民事部 吉鈴中森榮高 田木園脇田	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公	総 吉鈴中森榮高 田木園脇田	田木園脇田	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公	総 田木園脇田	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公	徹紀郎子夫輝 正浩江岳公

刑 事 部												
部	裁 判 官			部	裁 判 官			部	裁 判 官			
第1 刑 事 部	総 島平大丹新	田塚浩直芳長	一司樹徳俊	第5 刑 事 部	総 伊河伊大	藤原雅俊	人也子男	第9 刑 事 部	総(兼) (兼) (兼) (兼)	細中柴兒多	官 啓圭光裕 田桐田島田	介一誠夫一
第2 刑 事 部	総 ※	田上佐寺大三	邊岡保三哲 藤澤真由	子生基美洋昭	第6 刑 事 部	石高俊康牧太	橋野山和明子郎	第10 刑 事 部	総 (兼)	細中柴兒多	官 啓圭光裕 田桐田島田	介一誠夫一
第3 刑 事 部	総 永佐石渡	渕健一 藤田寿美	一郎一子 紀	第7 刑 事 部	総(兼) (兼) (兼) (兼)	細中柴兒多	田桐田島田 啓圭光裕	第11 刑 事 部	総	辻小神結日蛭	夫司助行郎香 川川田城野田	夫一浩円
第4 刑 事 部	総 家早安佐丸	令川和幸 藤脇祥有	男郎一哲 紀巳	第8 刑 事 部	総	齊横佐品兒	藤山藤川島 啓泰弘	第12 刑 事 部	総	昭造規ぶ夫 喜雄樹幸 村下田下橋 竹井高	政英正	

※他の裁判所へ常てん補

第1特別部 (海難事件)		第3特別部 (独立占禁等事件)		第4特別部 (分限内乱, 国民審査, 弁護士法事件等)		第5特別部 (逃亡犯人引渡法による事件)	
総	堀木相河伊真森桃上廣宮船	哉和木浩晴子剛剛也孝也生 眞敏眞正朋卓拓寛	哉志呂詳成響利豊修郎健行人夫理樹正之晃一彦郎則子智洋一幸司一明美則明昭子慶有一宏一紀子之都士介司 眞也比晃知昌圭弘直俊絵芳宏弘孝貴一吉香千充淳直健晃貴貴正貴牧光大晋晃健正智雅志敦雄研 堀中三太本清宮谷金梅中本影内菊田工杉今田松吉増浅石齊篠岩川右武富水知新加進三頬大秋栗石長市遠内天	堀増吉伊後鈴河齊筒小中横山山森佐齋品伊下榮天大兒森藤坂高南福	哉稔徹人健紀也昭夫則郎造司優子規嚴ぶ子志夫義男夫司也将輝幸敦 眞雅正俊啓健隆一津のう直岳博隆光強徹正公宏 田田田藤藤木原藤井海園山城門脇藤藤川藤馬川川島田倉庭田田	哉一子司生基樹美德俊洋昭 眞保三浩哲直真芳長隆 田田邊塚岡藤西澤羽崎野浦 堀島田平上佐大寺丹新大三	※
第2特別部 (人身保護請求事件)		※		※		※	
総	堀谷佐々木谷岡寄谷部	哉恵啓明彦郎宏子久海子 眞園宗義克二健和礼勝直	田口木田川谷口岡寄谷部	堀谷佐柴湯古山森大瀧園	田田邊塚岡藤西澤羽崎野浦 堀島田平上佐大寺丹新大三	哉一子司生基樹美德俊洋昭 眞保三浩哲直真芳長隆 田田邊塚岡藤西澤羽崎野浦 堀島田平上佐大寺丹新大三	※

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。
※他の裁判所へ常てん補

機密性 2

(別表 2)

夏期休廷部日割表 (令和 7 年度)

	前 期		後 期	
	(7月 21 日～8月 10 日)		(8月 11 日～8月 31 日)	
	休廷部	代理部	休廷部	代理部
民事部	第 1 民事部	第 2 民事部	第 2 民事部	第 1 民事部
	第 20 民事部	第 4 民事部	第 4 民事部	第 20 民事部
	第 7 民事部	第 5 民事部	第 5 民事部	第 7 民事部
	第 9 民事部	第 8 民事部	第 8 民事部	第 9 民事部
	第 10 民事部	第 11 民事部	第 11 民事部	第 10 民事部
	第 14 民事部	第 12 民事部	第 12 民事部	第 14 民事部
	第 16 民事部	第 15 民事部	第 15 民事部	第 16 民事部
	第 19 民事部	第 17 民事部	第 17 民事部	第 19 民事部
	第 22 民事部	第 21 民事部	第 21 民事部	第 22 民事部
	第 24 民事部	第 23 民事部	第 23 民事部	第 24 民事部
刑事部	第 2 刑事部	第 12 刑事部	第 1 刑事部	第 5 刑事部
	第 3 刑事部	第 6 刑事部	第 4 刑事部	第 10 刑事部
	第 5 刑事部	第 1 刑事部	第 6 刑事部	第 3 刑事部
	第 10 刑事部	第 4 刑事部	第 8 刑事部	第 11 刑事部
	第 11 刑事部	第 8 刑事部	第 12 刑事部	第 2 刑事部

機密性 2

(別表 3)

開廷日割表 (令和 7 年度)

	部	開廷日	法廷
民事部	第 1 民事部	月・水・金	民事 515 号
	第 2 民事部	火・木・金	民事 515 号
	第 4 民事部	火・木・金	民事 817 号
	第 5 民事部	月・水・金	民事 511 号
	第 7 民事部	火・木・金	民事 511 号
	第 8 民事部	火・木・金	民事 809 号
	第 9 民事部	月・水・金	民事 809 号
	第 10 民事部	火・木・金	民事 825 号
	第 11 民事部	月・水・金	民事 825 号
	第 12 民事部	月・水・金	民事 824 号
	第 14 民事部	火・木・金	民事 824 号
	第 15 民事部	月・水・金	民事 808 号
	第 16 民事部	火・木・金	民事 808 号
	第 17 民事部	月・水・金	民事 812 号
	第 19 民事部	火・木・金	民事 812 号
	第 20 民事部	月・水・金	民事 817 号
	第 21 民事部	火・木・金	民事 424 号
	第 22 民事部	月・水・金	民事 424 号
	第 23 民事部	月・水・金	民事 717 号
	第 24 民事部	火・木・金	民事 717 号

	部	開廷日	法廷
刑事部	第 1 刑事部	月・水・金	刑事 720 号
	第 2 刑事部	月・火・木	刑事 720 号
	第 3 刑事部	月・水・金	刑事 410 号
	第 4 刑事部	月・火・木	刑事 506 号
	第 5 刑事部	月・水・金	刑事 506 号
	第 6 刑事部	月・火・木	刑事 410 号
	第 8 刑事部	月・水・金	刑事 805 号
	第 10 刑事部	月・火・木	刑事 805 号
	第 11 刑事部	月・水・金	刑事 622 号
	第 12 刑事部	月・火・木	刑事 622 号
特別部	第 1 特別部	隨 時	
	第 2 特別部	隨 時	
	第 3 特別部	隨 時	
	第 4 特別部	隨 時	
	第 5 特別部	隨 時	

令和7年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、
裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め

新旧対照表

(現行)

(改正案)

第1章 裁判官の配置

- 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表2のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部が、(10)から(15)までの事件は、第15民事部が分担する。

- 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- 選挙に関する訴訟事件
- 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

第1章 裁判官の配置

- 各民事部、刑事部及び特別部に配置する裁判官を、別表1のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第2章 裁判事務の代理順序

- 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表1に掲げる順序によって裁判長を代理する。ただし、特別の理由があるときは、部の合議により、その部の他の裁判官に裁判長を代理させることができる。
- 裁判長でない裁判官に差し支えがあるときは、他の部の裁判官（裁判長を除く。）が、これを代理する。
- 一つの部の裁判官全部に差し支えがあるときは、他の部の裁判官が、これを代理する。ただし、夏期休廷及び夏期休廷中の代理は、別表2のとおりとする。
- 知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。

第3章 裁判事務の分担

第1節 民事部及び知的財産高等裁判所

1 民事部

第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部、第7民事部から第12民事部まで、第14民事部から第17民事部まで及び第19民事部から第24民事部までの各部は、本節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く民事に関する次の事件及び家事に関する次の事件を分担する。ただし、(8)、(9)の事件は、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部が、(10)から(15)までの事件は、第15民事部が分担する。

- 管内の地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件及び抗告事件 ((8)の事件及び第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件を除く。)
- 選挙に関する訴訟事件
- 地方自治法に基づく解散若しくは解職の請求又は住民投票に関する訴訟事件

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
 - (5) 差戻事件及び再審事件
 - (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
 - (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
 - (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
 - (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
 - (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
 - (12) 電波法第97条の事件
 - (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
 - (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
 - (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
 - (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件
- 2 知的財産高等裁判所
- 知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。
- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
 - (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
 - (3) 設置法第2条第3号所定の事件 ((1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
 - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
 - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件 ((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
 - (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

第2節 刑事部

- (4) 普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟事件
 - (5) 差戻事件及び再審事件
 - (6) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件
 - (7) 除斥又は忌避の申立てに関する事件
 - (8) 管内の家庭裁判所の裁判に対する抗告事件
 - (9) 高等裁判所を第一審とする家事審判事件
 - (10) 管内の地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告事件
 - (11) 管内の地方裁判所の決定に対する再抗告事件
 - (12) 電波法第97条の事件
 - (13) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第57条の事件
 - (14) 最高裁判所にした特別上告提起事件
 - (15) 刑事事件以外の事件で他の部に属しない事件
 - (16) 民事調停法第20条第1項及び第4項並びに家事事件手続法第274条第1項による調停事件
- 2 知的財産高等裁判所
- 知的財産高等裁判所は、次の事件を分担する。
- (1) 知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号。以下「設置法」という。）第2条第1号所定の事件
 - (2) 設置法第2条第2号所定の事件（特許庁の特許、実用新案、意匠又は商標に関する審決又は決定に対する不服の訴えに関する事件）
 - (3) 設置法第2条第3号所定の事件 ((1)、(2)の訴訟に係る抗告事件、(1)の訴訟を本案とする民事保全事件、(2)の訴訟を本案とする執行停止事件、(1)、(2)の事件に係る差戻事件及び再審事件、商号に関する事件で知的財産に関する専門的な知見を要する事件などを含む。)
 - (4) 設置法第2条第4号所定の事件
 - (5) 最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件及び特別抗告提起事件並びに許可抗告申立て事件 ((1)から(4)までに掲げる事件に関するものに限る。)
 - (6) 除斥又は忌避の申立てに関する事件（知的財産高等裁判所に関するものに限る。）

第2節 刑事部

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）
第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
(1) 裁判所法第16条第4号の事件

第1刑事部から第12刑事部までは、刑事及び少年に関する次の事件並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する次の事件を分担する。

- 1 管内の簡易裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁判に対する控訴事件、抗告事件及び抗告受理申立て事件
- 2 忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件
- 3 差戻事件
- 4 再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件

第3節 特別部

第1特別部から第5特別部までは、次の各区分による事件を分担する。

- 1 第1特別部
海難審判法第44条の事件
- 2 第2特別部
人身保護法第4条の請求に関する事件
- 3 第3特別部
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成25年法律第100号による改正前のもの）
第85条又は第86条の事件
 - (2) 中小企業等協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第109条の事件
 - (3) 水産業協同組合法（平成25年法律第100号による改正前のもの）第95条の5の事件
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第85条第1号に掲げる訴訟の控訴事件
 - (5) 同条第2号に掲げる事件の抗告事件
 - (6) 同法第85条の2に掲げる訴訟の控訴事件
 - (7) 中小企業等協同組合法第107条及び第108条の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
 - (8) 水産業共同組合法第95条の3及び第95条の4の規定による公正取引委員会の排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟の控訴事件
- 4 第4特別部
(1) 裁判所法第16条第4号の事件

- | | |
|--|--|
| <p>(2) 裁判官分限法第3条の事件</p> <p>(3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件</p> <p>(4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件</p> <p>(5) 弁護士法第16条又は第61条の事件</p> <p>(6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件</p> <p>5 第5特別部</p> <p>(1) 逃亡犯人引渡法による審査等請求事件</p> <p>(2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件</p> <p>(3) 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件</p> <p>(4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件</p> <p>(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件</p> <p>6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件</p> <p>(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件</p> <p>(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件</p> <p>(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件</p> <p>(4) 刑事に関する差戻事件</p> <p>(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件</p> <p>第4章 事件の分配
第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。</p> <p>1 民事部が分担する事件</p> <p>(1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超えるものと140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家</p> | <p>(2) 裁判官分限法第3条の事件</p> <p>(3) 日本国憲法の改正手続に関する法律第127条の事件</p> <p>(4) 最高裁判所裁判官国民審査法第36条又は第38条の事件</p> <p>(5) 弁護士法第16条又は第61条の事件</p> <p>(6) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条の事件</p> <p>5 第5特別部</p> <p>(1) 逃亡犯人引渡法による審査等請求事件</p> <p>(2) 同法による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件</p> <p>(3) 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による審査等請求事件</p> <p>(4) 同法律による拘禁許可状請求事件及び仮拘禁許可状請求事件</p> <p>(5) 第2節1から4までに掲げる事件に当たらない刑事事件</p> <p>6 第1特別部から第5特別部まで
各特別部における次に掲げる事件</p> <p>(1) 民事に関する除斥又は忌避の申立てに関する事件</p> <p>(2) 民事に関する差戻事件及び再審事件</p> <p>(3) 刑事に関する忌避の申立て及び刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する事件</p> <p>(4) 刑事に関する差戻事件</p> <p>(5) 刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件</p> <p>第4章 事件の分配
第3章第1節2に掲げる知的財産高等裁判所が分担する事件を除く事件について、次のとおり、各部に分配する。知的財産高等裁判所については、同裁判所が定めるところによる。</p> <p>1 民事部が分担する事件</p> <p>(1) 次のアからカまでに掲げる事件は、その事件の種類別に、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、訴訟事件で原審記録の厚さが70センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、70センチメートルを超えるものと140センチメートル以下のものと140センチメートルを超えるものとに区分し、同区分に従い、それぞれ受理の順点により、民事部各部に分配する。また、抗告事件（家</p> |
|--|--|

庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。) で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるもの((3)の事件を除く。) については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- ア 民事の控訴事件
- イ 民事の抗告事件
- ウ 行政の控訴事件
- エ 行政の抗告事件
- オ 選挙に関する訴訟事件
- カ 第 3 章第 1 節 1 の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第12民事部、第14民事部、第15民事部及び第16民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件 2 件を民事の控訴事件 3 件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件 3 件を民事の控訴事件 1 件として計算する。

(3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

庭裁判所の裁判に対する抗告事件を除く。) で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるもの((3)の事件を除く。) については、事件の種類を問わず、受理の順点により、民事部各部に分配する。

- ア 民事の控訴事件
- イ 民事の抗告事件
- ウ 行政の控訴事件
- エ 行政の抗告事件
- オ 選挙に関する訴訟事件
- カ 第 3 章第 1 節 1 の(3)及び(4)に掲げる事件

(2)ア 家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、遺産分割の審判に対する抗告事件、子の返還申立事件の決定に対する抗告事件及びそれ以外の抗告事件に区分し、それぞれ受理の順点により、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に分配する。ただし、家庭裁判所の裁判に対する抗告事件で原審記録の厚さが 35 センチメートルを超えるものについては、事件の種類を問わず、第15民事部、第16民事部、第17民事部及び第19民事部に、受理の順点により、分配する。

イ アにかかわらず、家事審判事件についての審判と当該事件を本案とする審判前の保全処分についての審判（審判前の保全処分の取消しに関する審判を含む。以下同じ。）が同日にされた場合には、それらの審判に対する各抗告事件を同一部に分配する。

ウ ア又はイの抗告事件に関連する高等裁判所が第一審として行う家事審判事件は、当該抗告事件が分配された部に分配する。

エ ア又はイにより分配された家庭裁判所の裁判に対する抗告事件は、(1)による民事の控訴事件の分配に当たり、遺産分割の審判に対する抗告事件 2 件を民事の控訴事件 3 件として、それ以外の抗告事件又はウにより分配された高等裁判所が第一審として行う家事審判事件 3 件を民事の控訴事件 1 件として計算する。

(3) 抗告事件 ((2)の事件を除く。) で緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものについては、原審記録の厚さにかかわらず、事件の種類を問わないで、受理の順点により、民事部各部に分配する。

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。) 、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休庭中に受理した事件については、休庭部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (勤務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件 (関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。) は、第1刑事部に分配し、(1)の関係において

(4) 第3章第1節1の(16)に掲げる事件は、当該調停に付する裁判をした部に分配する。

2 刑事部が分担する事件

(1) 刑事の控訴事件 ((2)に定めるものを除く。) は、原審記録の重量が2.5キログラム未満、5.0キログラム未満、15.0キログラム未満、25.0キログラム未満、50.0キログラム未満及び50.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(2) 裁判員裁判に対する控訴事件は、原審記録の重量が5.0キログラム未満、15.0キログラム未満及び15.0キログラム以上の区分によって受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(3) 抗告事件 (医療観察法による抗告事件を除く。) 、抗告受理申立て事件及び医療観察法による抗告事件は、それぞれ受理の順点により、刑事部各部 (夏期休庭中に受理した事件については、休庭部を除く。) に分配する。ただし、勾留に関する抗告事件 (法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件その他急速に処理する必要のある抗告事件を含む。) は、次の要領により分配する。

ア 各部のうち1箇部を当番部とし、当番部は、当番日 (勤務時間外を含む。) に受理した事件をすべて処理するものとする。

イ 当番日に分配を受けた事件数が多く、これを処理することが困難なときは、翌当番日の当番部と協議の上、これを処理することができる。

翌当番日の当番部が、前記協議により事件を処理したときは、これを当番部として処理したものとする。

ウ 当番部が出張等の理由で差し支えがあるときは、翌当番日の当番部と当番部を繰り替えるものとする。

(4) (1)のうち、学生等集団事件については、原審記録の重量が25.0キログラム未満のものについては、第一審の審判が単独体で行われたものと合議体で行われたものとに区別し、それぞれ受理の順点により、刑事部各部に分配する。

(5) (1)のうち、各種税法違反事件 (関税法違反事件を除く。ただし、関税ほ脱罪については、この限りでない。) は、第1刑事部に分配し、(1)の関係において

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を 受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア (裁判官の除斥又は忌避の申立て事件の分配)

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ (裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立て事件の分配)

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立て事件について準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

ては、他の控訴事件の3件として計算する。

(6) (3)のうち、抗告受理決定後の抗告事件については、その決定をした部に分配する。

(7) (3)の場合に、同一の事件について、少年の抗告事件と抗告受理申立て事件を受理したときは、次の要領により分配する。

ア 同時に受理したとき又は少年の抗告事件の分配後に抗告受理申立て事件を受理したときは、抗告受理申立て事件は、少年の抗告事件が分配された部に分配する。

イ 抗告受理申立て事件の分配後に少年の抗告事件を受理したときは、少年の抗告事件は、抗告受理申立て事件が分配された部に分配する。

3 除斥又は忌避の申立て等

(1) 民事部

ア (裁判官の除斥又は忌避の申立て事件の分配)

裁判官の除斥又は忌避の申立てに関する事件は、受理の順点により、民事部各部に分配する。ただし、除斥又は忌避を申し立てられた裁判官の所属する部に分配することとなる場合には、次に分配を受けることとなる部に分配し、次の事件を先に分配を受けなかった部に分配する。

特別部においては、その部に分配する。

イ (裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立て事件の分配)

前記アの定めは、裁判所書記官、専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官又は家庭裁判所調査官の除斥又は忌避の申立て事件について準用する。この場合において、「除斥又は忌避を申し立てられた裁判官」とあるのは、「除斥若しくは忌避を申し立てられた裁判所書記官又は除斥若しくは忌避を申し立てられた専門委員、民事調停委員、家事調停委員、裁判所調査官若しくは家庭裁判所調査官に当該事件を指定した裁判官」と読み替えるものとする。

(2) 刑事部

除斥若しくは忌避の申立て又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てに関する裁判は、刑事部においては、各別に次位の部が、特別部においては、その部がこれをする。

4 差戻事件

- (1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては 1 の、刑事部においては 2 の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。
- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

5 再審事件等

- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。
- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

6(1) 第15民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せ

4 差戻事件

- (1) 差戻事件は、民事部及び刑事部各別に、民事部においては 1 の、刑事部においては 2 の各控訴事件の分配に繰り入れて各部に分配し、特別部の事件は、その部に分配する。
- (2) (1)の場合に特別部の事件を分配する部がないときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の各部を代表する裁判官の会議（以下「代表者会議」という。）の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

5 再審事件等

- (1) 民事に関する再審事件、民事事件について最高裁判所にした上告提起事件、上告受理申立て事件、特別上告提起事件及び特別抗告提起事件、許可抗告申立て事件、刑事に関する再審請求事件、刑事補償請求事件並びに費用補償請求事件は、その裁判をした部に分配する。
- (2) (1)の場合に事件を分配する部がないときは、民事部及び刑事部各別に、受理の順点により、各部に分配する。ただし、特別部の事件は、常置委員会又は代表者会議の議により、その性質に従つて相当である部に分配する。

6(1) 第15民事部が担当する第3章第1節1の(10)から(13)まで及び(15)に掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれを控訴事件又は抗告事件の1件として計算する。

(2) 第3特別部が担当する第3章第3節の3の(4)から(8)までに掲げる事件は、1の(1)の調整上、それぞれこれをその合議体を構成する民事部の裁判長が配置された部に分配されたものとみなす。

7 東京高等裁判所特殊事件取扱規程に定める特殊事件は、他の事件とは別に、受理の順点により事件を分担すべき部に分配する。

8 原裁判所において1件として受理し、又は併合して審理した事件の上訴は、これを最初に分配を受けた部に分配する。ただし、前に受理した事件が結審後であるときは、この限りでない。

9 一つの部に分配した事件が他の部の取扱事件と関連し、併せて審理裁判するのを便宜であるときは、関係の部の協議により、事件を繰り替え、一つの部で併せ

- て審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は東京高等裁判所裁判官会議規程第12条の代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。
- 第5章 開廷日割（略）
- 第6章 行政事務の代理順序（略）
- 附 則
- 1 この定めは、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この定めの第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定めの第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定めの第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に
- て審理裁判することができる。
- 10 分配を受ける部に回避を要する裁判官がある場合には、次位の部に分配すべき事件と繰り替えて分配し、分配を受けた部に回避を要する裁判官が配置された場合には、当該部と次位の部との協議により事件を繰り替えることができる。ただし、刑事部においては、当該事件が各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。ただし、関税は脱罪については、この限りでない。）であるときは、この限りでない。
- 11 ある部に分配された事件が、特に煩雑であるときその他特別の事由があるときは、常置委員会又は代表者会議の議により、次位以下の部につき順次以上の理由を勘案してその事件を担当すべき部を定め、又はその事件を担当する部に対する事件の分配を停止する等適宜の処置をすることができる。
- 12 新受事件は、前年度において最後に分配を受けた部の次位の部を起点として、各部に分配する。
- 13 各部の前年度未済事件は、当該部で引き続きこれを取り扱う。
- 第5章 開廷日割（略）
- 第6章 行政事務の代理順序（略）
- 附 則
- 1 この定めは、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この定めの第4章2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)並びに4の規定にかかわらず、当分の間、第7刑事部及び第9刑事部に対する刑事の控訴事件、抗告事件、抗告受理申立て事件及び差戻事件の分配を停止する。
- 3 第7刑事部及び第9刑事部がこの定めの第4章3、10、11及び12に規定する次位の部にあたるときは、当分の間、「次位の部」とあるのを「次々位の部」と読み替える。
- 4 この定めの第4章5の(1)の規定にかかわらず、第7刑事部及び第9刑事部がした裁判に関する刑事の再審請求事件、刑事補償請求事件及び費用補償請求事件は、第7刑事部及び第9刑事部については当分の間、事件を分配する部がないものとみなし、同2箇部を除く刑事部の各部に受理の順点により分配し、同一の裁判に関する再審請求事件が数件あるときは、これらを1件とみなし、最初に受理した事件の分配を受けた部にその後に受理した事件も併せて分配する。ただし、前に

機密性 2

(参考)

分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

分配された事件について終局決定があったときは、その後に受理した事件についてのみ同様とする。

別表1から3まで (略)

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第 1 順位 第 15 民事部 中村 也寸志 部総括判事

第 2 順位 第 10 刑事部 細田 啓介 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月までは第1順位と第2順位が逆となる。)

第 3 順位 第 10 民事部 松井 英隆 部総括判事

第 4 順位 第 8 民事部 三角 比呂 部総括判事

第 5 順位 第 4 民事部 鹿子木 康 部総括判事

第 6 順位 第 5 民事部 木納 敏和 部総括判事

第 7 順位 第 5 刑事部 伊藤 雅人 部総括判事

第 8 順位 第 11 刑事部 遠川 靖夫 部総括判事

第 9 順位 第 6 刑事部 石井 俊和 部総括判事

第 10 順位 第 12 刑事部 田村 政喜 部総括判事